

平成25年度 第1回千葉市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会

議 事 録

1 日 時 平成26年2月13日（木）午前10時から12時まで

2 場 所 Qiball（きぼーる）11階 社協大会議室

3 出席者

【委 員】 布施委員 神山委員 清水委員 高梨委員 高野委員
高山委員 武委員 玉井委員 余語委員 佐々木委員
住吉委員 松崎委員 松菌委員 渡辺委員 武井委員
原田委員 大嶋委員 岡本委員 長岡委員

※21名中19名の委員が出席

【事務局】 保健福祉局 岡部次長
地域福祉課 大塚課長 及川課長補佐 西村係長
（関係者） 各保健福祉センター所長（6名）
千葉市社会福祉協議会 事務局長
千葉市社会福祉協議会 各区事務所長（6名）

4 議 題

- （1）会長及び副会長の選出
- （2）第3期千葉市地域福祉計画の策定方針（案）について
- （3）第3期千葉市地域福祉計画の骨子（案）について

5 議事の概要

- （1）会長及び副会長の選出

委員による互選の結果、会長には淑徳大学総合福祉学部教授 松菌祐子委員が選出され、就任の挨拶を行った。

また副会長には、松菌会長より、千葉市社会福祉協議会会長 高梨茂樹委員が指名され、就任の挨拶を行った。

- （2）第3期千葉市地域福祉計画の策定方針（案）について
- （3）第3期千葉市地域福祉計画の骨子（案）について

事務局から、関連性のある両議題について合わせて説明があり、委員による審議が行われた結果、議題（2）については、第3期千葉市地域福祉計画策定における、社協地区部会の位置づけ等を明確にした後、再度次の審議に諮ることとなった。

また、議題（3）については、審議時間不足により次回に持ち越された。

6 会議経過

(1) 開会

○事務局（西村係長） 定刻になりましたので、ただ今から、平成25年度第1回千葉市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会を開催いたします。私は、本日の司会を務めさせていただきます、地域福祉課係長の西村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、本審議会の開催には、千葉市社会福祉審議会設置条例第6条第3項の規定により、委員の半数以上の出席が必要となりますが、本日は、委員総数21人のうち17人のご出席をいただいておりますので、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

また、本審議会の会議及び議事録は、千葉市情報公開条例等の規定により、公開及び公表することとなっておりますので、あらかじめご承知願います。

なお、傍聴人の皆様におかれましては、お配りした傍聴要領を遵守していただきますようお願いいたします。

続きまして、机上に配付してあります資料の確認をさせていただきます。

A4の資料で、次第、委員名簿、席次表。A3の資料1、資料2-1、資料2-2、また資料番号は振っておりませんが計画書のリーフレットを市計画及び6区計画配布させていただいております。資料は以上です。そのほか、本日は机上に、ファイルに綴じた、市及び各区地域福祉計画の本編を置かせていただいております。不足等ございませんでしょうか。

続きまして、岡部保健福祉局次長よりごあいさつ申し上げます。

(2) 千葉市保健福祉局次長挨拶

○事務局（岡部保健福祉局次長） おはようございます。保健福祉局次長の岡部でございます。

本日は朝からお忙しいところご参集いただきましてありがとうございます。本日は地域福祉専門分科会の第1回と言うことで、これから1年間に渡って審議をお願いすることになるかと思います。

本分科会の位置づけとしましては、千葉市の地域福祉計画についてご審議いただくということになっておりますが、この地域福祉計画とはそもそも何なのかということですが、ちょっと堅い話を申しますと、地域福祉計画の根拠法、法律上市町村がこういうものを定めるということになる根拠になる法律は、社会福祉法という法律でございます。この社会福祉法は平成12年度大改正されたもので、その源流となるのは社会福祉事業法という法律です。この法律は戦後まもない昭和26年に制定されたということでございます。昭和26年と申しますとまだ戦後の混乱期であった訳でございます、まだまだ国なり地方自治体の福祉政策が弱かったということです。そのかわり、病人とか高齢者とい

ったいわゆる社会的な弱者を家族が地域の援助を受けながら支えていたということでございます。いわゆる福祉社会というものはできていなかったということです。

その後、昭和30年から40年にかけては、高度経済成長、社会の貧困問題というものが小さくなってきたということと併せまして、国が医療保険、年金制度といった社会保障制度を充実させてきた訳です。その結果、それまで家族とか地域が支えていました社会的弱者、特に病人とか高齢者については国なり地方自治体が公助として責任を持ってみていくという体制ができてきた訳でございます。昭和40年にはいわゆる皆年金、皆保険が形成された訳ですし、最近では介護保険の創設、障害者福祉制度の改正といったいろいろな制度が整えられてきているという状況でございます。

平成26年という今となりますと、例えば医療とか在宅介護サービス、こういうものを指してあまり福祉という感じはなくなっているのかなと思います。最近、福祉という言葉を使った場合には事業に載ってないようなものを指してきている、いろんな文脈がありますが、そういう感じになってきているのかなと思います。

ただし、高齢者とか病人といったもともと弱かった方に対する社会的サービスは整えられてきた訳ですが、ここ20年ぐらいバブル経済崩壊後の低迷の中で、特に若い世代に置きましては働けるけど働く場所が無いといったことで新たな貧困問題ということが出てきた訳でございます。それから、高齢化が進んでいるということはつまり一人一人の寿命が長くなってきたということで、特に女性に顕著な訳ですけど、単身で現役の時に十分な老後への備えができていなかったということで、生活費にも困るような方というのが非常に増えてきたということでございます。

一方でノーマライゼーションの考え方によりまして、高齢者の方とか障害者の方にはただサービスを提供しているだけではなくて、社会参加を支えるというような文脈で中間的なサービスを提供する機会も多くなっているということでして、こういう福祉の分野において新たなニーズというものができてきた訳ですが、これに対して従来型の社会保険を中心とした社会保障というのはあまり十分な対応ができていないということでございます。つまり国とか自治体の提供するような公助だけでは十分に対応できていないということでして、ちょっと古い話になりますが、地域社会の支える力への期待が再び高まっているということでございます。

ただし、この地域社会はご存じのとおり、近年の少子化、高齢化、核家族化それから単身世帯の増加といったことが原因であまり結びつきというものが強くなってきているという現状が浮かびますので、この地域社会もまた、新たな困窮者のような新しい問題に対応する力というものが発揮できていないという現状がございます。

ちょっと長くなりましたが、現状はそういうことでございまして、本分科会でこれから1年間ご審議いただきます地域福祉計画、これは法律にはそれなり

のことは書いてあるのですが、具体的にこういうものでなければいけないというものはあまりございません。策定する市町村の自主性が重要だということになっております。千葉市に置きまして、どういう計画を作っていくかということなんですが、この地域の支える力というものをどうやって回復させるかということが重要かと思っております。地域の支える力を回復するために誰がどのようにどうやって行動していくのかというプランを作り上げていくことかと考えております。

現行の第2期の計画なんですけども、これは策定の際に各区とか社協の地区部会単位で住民の方が主体的に議論いただきまして、精力的に作り上げてきたという実績がございまして、このプロセス自体は地域福祉に対する住民の参加、促進という意味で非常に外部からの評価も高かったと聞いております。

第3期となります新しい27年度からの計画は、市民参加という方向性をさらに進化させていくことが必要かなというふうに考えております。本日はキックオフの会合ということで、最初の審議事項といたしましては、資料にあります。計画の策定方針の案と骨子の案についてご審議いただくことになります。ここにお集まりの皆様は千葉市の社会福祉の分野におきまして代表される方々でございまして、それぞれのお立場、それから専門の知識、ご経験を最大限に発揮していただき、忌憚のないご意見をいただければというふうに思います。それではこれから1年間ちょっとになりますが、どうぞよろしくお願い致します。

○事務局（西村係長）　続きまして、本日まで出席いただきました、委員の皆様をご紹介させていただきます。お名前を呼ばれました委員様は、その場でご起立くださいますようお願いいたします。

～委員名簿順に各委員紹介～

なお、太田委員、入江委員につきましては、所用のため欠席となっております。

また、布施委員につきましては、こちらに向かっておるとご連絡が入っております。もうしばらくでご到着されると思います。

また、事務局職員につきましては、お手元に配布させていただいた席次表をご参照願います。

それでは、これより議事に入らせていただきますが、本日の分科会は委員改選後、初めての開催となりますので、会長の選出までの間、岡部保健福祉局次長が仮議長を務めさせていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

ありがとうございます。それでは、岡部次長、お願いします。

議題（１）「会長及び副会長の選出」

○岡部仮議長 それでは、会長が選出されるまでの間、私が仮議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、議題１「会長及び副会長の選出」についてでございます。本分科会の会長は千葉市社会福祉審議会運営要綱第２条第２項の規定により委員の互選により定め、副会長は同条第４項の規定により会長の指名によることとされております。まず会長につきまして、自薦・他薦等がございましたらお願いいたします。

○委 員 会長は引き続き、淑徳大学の松菌委員にお願いしたらいかがでしょうか。

○岡部仮議長 ありがとうございます。

ただ今、高野委員から「松菌委員を会長に」とのご推薦がございました。

松菌委員を会長にご推薦するという事で皆様いかがでございましょうか。

（異議なし）

○岡部仮議長 それでは、会長は、松菌委員さんをお願いしたいと存じますが、ご賛同いただける委員さんは拍手をお願いいたします。

（拍手）

○岡部仮議長 ありがとうございます。それでは、松菌委員さんを会長とすることに決定しました。松菌新会長さんには、席をご移動いただき、就任のご挨拶をいただきたいと思います。以後の進行は、松菌会長さんをお願いいたします。ご協力ありがとうございました。

○会 長 松菌でございます。ご推薦いただきまして、このたび委員長に就任することになりました。前回の地域福祉計画策定の際からお世話になっております方々には多大なご協力をいただきまして、今回もそれぞれのご見識とご経験から様々なお知恵を拝借して進めていければと思います。先ほど次長の方からご挨拶がありましたように福祉ではなく、地域の支え合いというのをどうやって作っていくかというのが地域福祉計画の大きな課題になると思いますが、誰かを支えるのではなく、みんなで支え合うというものを作っていくために皆様はどうやって様々な地域の方々を巻き込んでいくかということを皆さんで知恵を合わせていければと思います。私自身は福祉というよりはどちらかと言うと地域の研究をずっとしてきた者として、千葉市のような都市部で様々な特徴のある地域があるということを踏まえながら地域福祉計画に生かしていければと思います。どうぞ、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは続きまして、私の方から副会長を指名させていただきたいと思います。副会長には前回に引き続き、千葉市社会福祉協議会会長の高梨委員にお願いしたいと思いますが高梨委員お引き受けいただけますでしょうか。

(高梨委員了承)

○会 長 それでは、高梨副会長に席をご移動いただき、就任のご挨拶をいただきたいと存じます。

○副会長 ただいま、松菌会長さんから指名をいただきまして、副会長に就任することになりました、千葉市社会福祉協議会会長の高梨でございます。松菌会長さんを補佐いたしまして、議事が円滑に進行いたしますよう努めて参る所存でございますので、どうか皆様からのご支援ご協力をよろしくお願い申し上げます。よろしく願いいたします。

○会 長 どうもありがとうございました。それでは議事に戻ります。これより、千葉市長より諮問を受けました、第３期千葉市地域福祉計画の策定について審議を開始いたします。

「議題（２）第３期千葉市地域福祉計画の策定方針（案）について」と「議題（３）第３期千葉市地域福祉計画の骨子（案）について」は関連性があるようなので、事務局より一括して説明していただき審議するということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○会 長 それでは、事務局より説明をお願いいたします。

議題（２）「第３期千葉市地域福祉計画の策定方針（案）について」

議題（３）「第３期千葉市地域福祉計画の骨子（案）について」

○事務局（大塚課長） 地域福祉課長の大塚でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。ご説明の前に、ただいま千葉市議会保健消防委員会委員長布施貴良委員さんがお見えになりましたので、改めてご紹介させていただきます。

説明ですが、まず私から、「議題（２）第３期千葉市地域福祉計画の策定方針（案）について」ご説明申し上げた後、課長補佐の及川より、「議題（３）第３期千葉市地域福祉計画の骨子（案）について」ご説明申し上げます。

失礼して、着座して説明させていただきます。

本市の地域福祉計画については、社会福祉法の規定に基づき、平成１８年度から２２年度までの第１期計画、２３年度から２６年度までの第２期計画と、

地域の皆様のご尽力を賜りながら策定を行い、その推進を図ってきたところで
す。

現在の第２期計画は計画期間が平成２６年度までとなっており、今般、次の
２７年度からの第３期計画の策定について、検討を開始する時期となったこと
から、計画の策定について市長から諮問させていただいた次第です。本日は、
事務局からの最初の提案である第３期計画の策定方針案及び骨子案についてご
審議をお願いいたします。

なお、今後につきましては、今回も含め４回の分科会において委員の皆様の
ご意見を賜りながら策定作業を進め、平成２７年３月の完成を目指しておりま
す。

第３期計画については現計画にも増して、より実効性の高いものにしたいと
考えておりますので、どうか委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見
を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、最初にＡ３判の資料１、「第３期千葉市地域福祉計画の策定方針
(案)」に基づき、説明させていただきます。

はじめに、「１ 現計画について」ですが、社会福祉法第１０７条において、
「各市町村は地域福祉計画を策定し公表するよう努める」旨が規定されており、
この規定に基づき本市も計画を策定しております。

現計画の構成ですが、主に区計画に対する支援施策を盛り込んだ公助の計画
である市計画と、住民の参加と活動により地域の課題を解決するための取組み
を盛り込んだ、自助・共助の計画である区計画の２つにより構成されております。

計画期間は平成２３年度から２６年度までの４年間となっております。

次に、現計画の推進に係る主な問題点として、市の考えを以下のとおり記載
しております。

まず、市計画においては、公助の対象や区計画とのつながりが不明確である
こと。

次に、区計画においては、

- (１) 計画期間４年間に対する取組項目数が多すぎることに。
- (２) 活動主体や目標値などが設定されておらず、進行管理が困難であること。
- (３) 取組み内容が区内全域で同一であり、区内各地域の特性に対応していな
いこと。
- (４) 地域福祉推進における最大の協力者である社会福祉協議会との連携・協
力に係る手法が不明確であること。

などが挙げられます。

また、その他の事項として、

- (１) 計画の名称に「福祉」という言葉が入っているため、住民に旧来の「行
政による福祉サービス」をイメージさせてしまい、地域福祉の本来の意
義や理念である「自助・共助」の考え方が浸透しにくいこと。
- (２) 市役所庁内において、まちづくりのソフト部分の整備を所管する部署と

の連携が不十分なこと。

などが挙げられます。

これらの問題の解消を念頭に置き、「2 策定方針（案）」を作成しました。
記載した次の4点が主な柱となります。

1点目として、自助・共助の促進に係る施策をテーマ分類化し、テーマごとに住民の活動計画とそれに対応する市及び社協の関係を整理することにより、自助・共助・公助及び社会福祉協議会の支援の関係を明確にします。

2点目として、住民の活動計画において、地区部会ごとに重点取組項目を定め、地域の実情に応じて特に注力して推進していく取組みを設定します。

なお、重点取組項目については、地区部会が活動主体と取組内容を具体的に設定し、進行管理が可能な形にしておきます。

3点目として、計画に住民主体のまちづくりをイメージできるような通称名をつけて、地域住民に親しみや興味を持ってもらい、計画内容の周知を図ります。

このため、次期計画においては、「第3期千葉市地域福祉計画」という正式名よりも、通称名の方を前面に打ち出していくことを考えております。

最後に4点目として、計画期間は、市の第2次実施計画の期間に合わせ、平成27年度から29年度までの3年間とします。

続いて、「3 計画のイメージ」についてですが、地域福祉計画においては、自助・共助の取組み、すなわち住民の取組みが重要であると考えております。

住民の取組みに対し、市と社協がどのような支援を行っていくのかを整理・明確化することが計画における重要なポイントであり、この考えに基づき第3期計画の概要をイメージ図にしました。

なお、計画名については現在検討段階であり、暫定として「（仮称）千葉市〇〇プラン」と表記してあります。

続いて、右側の「4 計画策定の流れ」についてですが、先ほど申し上げました通り、第3期の計画においては、地区部会に、地域の実情に応じて特に注力して推進していく取組みとして、重点取組項目を決めていただくとともに、重点取組項目の活動主体と取組内容を具体的に設定していただくことを考えております。

地区部会には、所属する自治会などの各種団体の活動状況を把握するとともに協議・調整を行いながら、地域の意見を集約したうえで計画内容を決定していただきたいと考えております。

また、地区部会の作業の過程においては、社協の区事務所がサポート役として地区部会と協議を行い、重点取組項目、活動主体、取組内容の設定ができるように支援を行っていただきます。

各区の地域福祉推進協議会においては、各地区部会から重点取組項目の決定状況などについて報告を受け、区全体の調整を行ったうえで区計画としてとりまとめ、平成26年の秋ごろに区計画案として提示をしていただきたいと考えております。

この地域福祉専門分科会では、計４回の開催において事務局からの計画案を審議するとともに、推進協から提示された区計画案の報告を受け、平成２７年３月頃の会議において、最終的な計画案全体について市に対し答申を行っていただきます。

答申を受けた市は、これに基づき最終的に計画を決定いたします。

最後に「５ スケジュール」についてですが、平成２６年度末までのスケジュールは記載のとおりです。

本日、ご審議いただく策定方針案及び骨子案について、承認いただいた後、市、推進協、地区部会それぞれで策定作業を開始いたします。

また、先ほども申し上げましたとおり、本日を含め計４回の分科会において計画策定までの過程をご審議いただくほか、インターネットモニターアンケート調査や市民説明会、パブリックコメントなどにより市民意見を取り入れながら策定作業を進める予定で、平成２７年３月に開催を予定している４回目の分科会で最終計画案を了承していただき、市長に答申していただく予定です。

私からの議題（２）の説明は以上でございます。

引き続き、課長補佐の及川より、「議題（３）第３期千葉市地域福祉計画の骨子（案）について」ご説明申し上げます。

○事務局（及川補佐）地域福祉課課長補佐の及川と申します。よろしく申し上げます。

まず初めに、資料２－１「第３期千葉市地域福祉計画の骨子（案）」という資料がございますでしょうか。こちらに基づきまして、ご説明させていただきます。

第３期計画については、トータルで７章の構成立てを考えております。

左側の第１章から第３章までにおきましては、計画の趣旨や概要など、計画全体の総括的な内容を記載しまして、右側の第４章で市による公助の取組みを、第５章で地域住民による自助・共助の取組みをそれぞれ具体的に盛り込みます。

続く第６章におきましては、策定方針案でもご説明申し上げましたとおり、ここで地域の方々、市及び社協の三者の具体的な取組みや施策をテーマごとに分類整理しまして三者間の取組みをそれぞれ関連付け、自助・共助の取組みに対する市及び社協の施策の関係を明確にいたします。

最後の第７章では、策定されました計画の推進方法などについて記述するという全体構成を考えております。

章ごとに詳しくご説明いたしますと、まず左側の一番上「第１章 地域福祉計画とは」においては、地域福祉計画策定の趣旨や目的、また法的位置づけや他の行政計画、社協の計画との関係性などについて記述いたします。

次の「第２章 地域福祉の現状と経緯」におきましては、現在の千葉市を取り巻く環境として、少子超高齢社会化の進展ですとか社会保障費の増加、要支援者の推移、地域社会の変化などについて記述します。

また、社協地区部会などの主な担い手として考えられる団体を役割を含めて

紹介するとともに、第2期計画はどの程度まで推進できたのか、その実施状況を振り返り、それに基づいた今後に向けての課題について記述いたします。

次の「第3章（仮称）千葉市〇〇プランの概要」では、計画の概要として、策定にあたっての基本的な考え方や計画の特徴、施策の体系を整理するとともに、計画期間や計画策定に至るまでの行程などについて記述します。

次に右側の「第4章 市の取組み」では、社会福祉法第107条において市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項として定められている「地域における福祉サービスの適切な利用の推進」「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達」「地域福祉に関する活動への住民参加の促進」の3項目につきまして、それに関連する市の施策を公助の取組みとして分類整理の上、記述します。

こちら1から7までありますが、項目ごとの内容ですけれども、「1 利用しやすいサービスの実現」として情報提供や相談体制などの充実について、「2 くらしを守る取組み」として、人権尊重や生活困窮者への支援等に係る取組みについて、「3 民間との連携協働と活動支援」として大学との協働研究や社協への活動支援等について市の施策を記述します。

また、「4 交流の機会創出と社会参加の促進」「5 支え合いの仕組みづくり」「6 福祉教育と人材育成」におきましては、策定方針案でも申し上げた通り、自助・共助の促進に係る市の施策について、取組みテーマ別に分類整理して記載します。

最後に「7 くらしやすい環境づくり」として、主に公共施設のバリアフリー化など地域のハード面の整備について記述します。

「第5章 地域の取組み」は、のちほど記載例をお示ししながら具体的にご説明しますが、自助・共助の取組みに該当する地域住民の計画、すなわち区計画を盛り込む章で、この章で6区の区計画をまとめて記載します。

なお、区計画につきましては、別途区ごとのリーフレット等を作成することを考えております。

「第6章 地域の取組みと市及び社会福祉協議会の施策」は計画のポイントとなる章で、先ほど簡単にご説明いたしましたが、詳細につきましてはのちほど記載例をお示ししながら具体的にご説明させていただきます。

「第7章 計画の推進に向けて」では、計画の推進体制や計画の推進状況の検証方法などについて、地域住民と市でどのように取り組んでいくかを記載し、最後の資料編では関連するデータ等を掲載します。

続きまして資料2-2をご覧ください。

第5章と第6章の内容について、イメージ図をお示ししながらご説明いたします。

左側の【記載例】は、第5章の内容の一部として、区計画のイメージを表したものです。

1つ目のポイントとして、区計画の内容は、第2期計画の内容をベースに、区により多少の差異は生じますが、資料中の1、2、3という形で番号がふつてあるところに書いてございます「基本目標」「基本方針」「取組内容一覧表」

の構成といたします。

第２期計画まで盛り込まれておりました「計画策定の趣旨や背景・概要」「区の現状」「第２期計画の実施状況」「各種データ」などについては割愛いたしまして、計画全体のスリム化を図るとともに、市民への周知が最も必要と思われます「具体的な取組み項目」を中心とする構成とする予定です。

２つ目のポイントとして、現在のものと比べまして社協地区部会が主な担い手であることを明確にしました。

例ですが、３ 取組内容一覧表に記載されている、基本方針１ 身近なコミュニティづくりの推進の（２）の具体的な取組みの欄に重点取組として☆☆地区部会という記載がございます。現在のものと比べまして社協地区部会が主な担い手であるということをこのような形で明確にしております。

また、地区部会での策定作業なんですけど、社協の区事務所の支援を受けながら、進める予定です。

なお、先ほども申し上げた通り、これとは別に住民の方々に配付できるようなリーフレットのようなものを別途区ごとに作成する予定であります。

左側の資料の説明は以上でして、続きまして、右側の記載例をご覧ください。

こちらは、第６章の内容の一部として、イメージをお示ししたものです。

第６章のポイントですが、策定方針案でも申し上げた通り、第４章の４から６に記載の市の施策と第５章の各区の施策がそれぞれ同じ７つのテーマで分類されております。この７つのテーマというのが右側の資料のグレーで色づけされております四角の枠の中の３行目の①から⑦までに記載しているものでございます。こちらのテーマに社協の取り組みを加えまして同じテーマごとに上から順に各区、社協、市と１つの表にまとめて整理することがポイントとなります。このテーマは市や区の様々の取組項目を内容の種別ごとに考慮しまして分類整理したものです。こちらの記載例は「テーマ４ 見守り体制の構築」に関する表でございます。

また、社協の支援策につきましては、社協で策定しております地域福祉活動計画に位置付けられているものと、それ以外の事業なども含めまして別途７つのテーマに分類整理を行う予定です。

事務局からの説明は以上です。

○会 長 ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局の説明に関しまして、ご意見・ご質問などを出していただきたいと思います。ちょっと議論を整理するために、まず、策定方針（案）資料１につきましてご意見・ご質問のある方、関連して資料２のことについても言っていただいて構いませんが、主に資料１についてご意見・ご質問がございましたら挙手の上発言をお願いします。

○委 員 資料１の「４ 計画策定の流れ」の中に地区部会が行うこととして、重点取組項目の設定、活動主体と取組内容を具体的に設定と書いてあるんです

けども、これは地区部会が自由に決める項目なんですか。地区部会が勝手に決めていくということなんですか。うちの地区部会は何を重点にやりますということで良いのでしょうか。

それと地区部会の左側に自治会から福祉施設までいろいろ関係のある団体が書いてありますけども、これはテーマによってこういうところと連携してやりなさいという意味ですよ。

それと重点項目というのはテーマ1から7を指しているんですか。あるいは、それとは別のものなんですか。

それともう1つは、取組テーマの中に健康づくりという文言が全然出てこない。高齢者の健康づくりというのは一番大事だと思うんですけども、それが1から7に入っていない。社会福祉協議会ではふれあい事業でウォーキングだとかグラウンドゴルフ、体操、卓球などいろいろやっています。そういうことをやっているにもかかわらず、テーマとしては何も出てこない。これはちょっとおかしいと思うんですよ。社協のふれあい事業は取組テーマの①に入ってくるんですか。交流の機会創出と社会参加の創出とあるが、主にやっていることは健康づくりですよ。それが完全にテーマから抜けている。

さらにもう1つ、地区部会主体でやるんですけど、地区部会というものは会員はいるんですけど、会員は地区部会の会員だとは思ってないですよ。みんな自治会の会員だと思っているんですよ。だから、地区部会はやるとなると自治会に頼んでやってもらわないといけないですよ。そういう形になりますからね。それで、100世帯以下の自治会がだいたい30%から40%ぐらいあるんですよ。さらに、それ以上に活動していない自治会というのはありますから、実質、半分以上の自治会は活動していないんですよ。活動していないというか、すでにできない状態になってしまっている。そういう状態のところ新たに活動計画を立てて、例えばテーマに載ってる「見守り体制の構築」をやって下さいとお願いしてもまずできないですよ。そんな活動余力も体力も無いですよ。全く無いと思っていいかもしれない。だからできるところだけでやればいいと言うのであれば話はわかるんですけど、半分以上活動できない状態となっているようなところに何もかも押し付けても全然できないと思うんですよ。

○会 長 すいません。誰が取り組むかということについて皆様いろいろご意見があると思いますので、いろんなお立場の方からのご意見をいただきたいので、申し訳ありません。

重点項目について確認したいんですけど、重点項目というのは先ほど市がお出しになった1から7でよろしいですか。

○事務局（大塚課長）重点取組項目というのは、地区部会が今度の計画で何に取り組んでいくかというのを自由に設定していただく項目でございます。

○会 長 選定された項目を取組テーマの1から7に分類するということです

か。

○事務局（大塚課長）そういうことでございます。

○会 長 全部やらなければいけないということではなくて、地区の実情に合わせて設定できるということですね。

○事務局（大塚課長）そういうことでございます。

○委 員 今の重点課題という項目については、現在の各区地域福祉計画がそれぞれ違うところがあって、例えば、中央区の場合などはすでに重点項目を決めて、特に全地区部会で取り組むべき最重点課題と各地区部会で選べる重点課題というのも第2期地域福祉計画に含めている訳です。

そうすると、今の説明の中で一番はっきりしないのは今の第2期計画と第3期計画との位置づけの問題で第2期の計画で挙げていたテーマを引き継いでその中で重点項目を決めるという意味なのか、新たに自分達で選ぶような話になるのかというところがよくわからなかったし、それから、最初に言いましたように中央区のように決めているところに対して重点項目というのを新たに決めるというのがどうもイメージとしてよく沸かないんですけど。

○事務局（大塚課長）重点取組項目については、基本的に自由に設定していただくという形をとっておりますが、それについては現行の2期計画を引き継いでいただいてもよろしいですし、それにはないものを新たに付け加えても構わないということでございます。

○委 員 基本的には今の第2期計画を第3期はそのまま引き継ぐということですか。

○事務局（大塚課長）端的に言えばそういうことです。

○委 員 ということは、今、各区第2期計画が重点項目などの扱いについて差が出ている訳ですよ。それに対してはどのように考えておられるのですか。

○会 長 差が出るということを想定して大枠は決めるけれども、推進協ごと、さらに地区部会ごとの差異があるということを前提に作っているということですよ。

○事務局（大塚課長）そうでございます。今、地区部会は66あるのですが、それぞれ体力の差というものがございます。各地区部会には重点項目を最低1項目は選んでいただきたいと思っておりますが、もっとできるところは複数選ぶ

ということも可能だと考えておりました、地区部会の体力によって差が出てくるのはやむを得ないというふうに考えています。

○会 長 最低1項目は取り組んで下さいというのが書かれることになるんですか。

○事務局（大塚課長）そうでございます。

○委 員 それで先ほど言ったことですが、地区部会がテーマを決める訳ですか。

○事務局（大塚課長）重点取組項目を決定する訳でございます。

○委 員 ということは、実際やるのは自治会なんですよ。自治会が得意としている分野というのは、従来から行っている祭り関係や敬老会が行っているところが多いです。そうするとそれに相当する項目を重点項目に取り上げれば何もやらなくても済むということですか。

○会 長 すいません。ちょっといろんな方のご意見を伺ってよろしいでしょうか。

○委 員 答えをもらわなければダメでしょう。

○会 長 重点的に取り組む項目を設定するということですが、従来のことを引き継ぐか新しいことをやるかということについてもまだこれからの話です。まだ市の方でそこまで決めてはいないと思うのですが、今回の案は、地区部会を中心にそれぞれの特性に合わせてやっていただく形です。私もこの図がはっきり理解できていない部分がありますが、たしかに取り組むのは地区部会ですが、地区部会だけにやってもらうのではなくて、社協ですとか様々なエージェントの方と連携をとって地区部会が重点項目を決めていくという体制になっていますので、今、地区部会をまとめていらっしゃる推進協の方々からご発言がありました。それ以外からもよろしくお願いします。

○委 員 ちょっと、質問に対して回答して下さいよ。

○事務局（大塚課長）おっしゃられるとおり、地区部会というのは町内自治会等を始めとするいろいろな団体の集まりでございますので、地区部会自体が何かをやるというよりは、その構成団体である例えば自治会であるとか民児協であるとかそちらの方が何かをやるという形になりますので、地区部会としてメンバーである自治会を始めとする構成団体と調整をしていただき、重点取組項

目を決めていただくという形になります。

○委員 さっき言ったように、従来から自治会で行っている祭りだとか敬老会とか、そういうものはテーマ1に入ってくる訳でしょう。そうすると重点項目としてそういうものを地区部会が選んじゃうでしょう。それで難しい見守り活動だとか身近な生活支援なんていうのはやりたがらないですよ。それでいいんですかという質問ですよ。

○事務局（大塚課長）それにつきましては、今後、調整の必要がありまして、すでに取り組んでおり成果が上がっているものよりも、今後行っていかなければならないものを重点取組項目に選んでいただきたいと考えております。

○委員 それはそれでいいんだけど、みんな自治会にお願いベースで頼む訳でしょう。そんなものはできませんと言われたらどうするんですか。

○会長 そう言われても、もちろんやっていただきたい訳ですが、自治会にお願いするのではなくて、連携していくいろんな活動の調整段階があるので。

○委員 まず、基本的に地区部会にジャッジメントを委託するのがいいかどうか。いわゆる全体像を最初にどういう具合に決めていくかということの議論が私は必要なんじゃないかなと思います。地区部会はワンオブゼムでいいと思う。現実の状態というのは大きな自治会は、ほとんど地区部会と同じような活動ができるという状況がございます。

千葉市の中では、ちょうどエリアとしていいからというような発想で決められたのだと思うんですけど、現実はそんな簡単な問題じゃない。

ですから、まず地区部会だけに話を押し付けるみたいな恰好で、大きな計画が進行するような形が果たしていいのか、この議論を最初の段階で僕はすべきじゃないのかなと思います。仮に地区部会のエリアごとにやるような話は、考え方としては1つあると思うのですが、そうなった場合に地区部会の温度差をどうするのかという問題があります。

また、地区部会は金がありません。事業をやろうとする時、金をどうするのかという配慮が計画の中にほとんど盛り込まれていない。ただ、助成金を出すという話だけになってますけど、助成金というのはそんな問題じゃない。拠点づくりも含めてそのための地区部会をバックアップするような機能、そういうものがあって初めてこういう計画ができてくるのじゃないのかなという気がいたします。

それともう1つ言いたいのはいろんなお話が出ていますけども、自治会への参加がどんどん減っていく中で、これをどうするかということを一方では考えていかないと絵に描いた餅になっちゃう可能性がある。支えている自治会が衰退化の一途をたどっているような状況の中でどうするんだということを是非考

えて欲しいと思います。

○委員 今回から初めての参加でございます。事前に資料を送っていただく際に質問票を付けていただければいいのかなと思います。

それから、資料1の現計画について、行政自らが厳しい評価をされていると思います。その他の(2)市役所庁内において、まちづくりのソフト部分の整備を所管する部署との連携が不十分という記載がありますが、まちづくりのソフト部分の整備を所管する部署とは御課のことですか。

○事務局(大塚課長) いえ、現在は福祉が所管でやっているため、地域福祉計画の名称には福祉というものが付いていますが、実際には地域の支え合いというような面を持っているので、今後は、まちづくりのソフト部分を整備する部署と連携して推進していくということです。

○委員 ハードじゃなくて、ソフトということですか。端的にどこが所管なんですか。

○事務局(大塚課長) 市役所であれば市民局ですね。区役所であれば地域振興課という形になります。

○委員 それと、第2期計画が進行中ですが、この資料の中に文言での評価はあるんですが、数値目標を立てたものの達成度とかを出していただけるとありがたいです。

○会長 現2期計画の達成度については、次回、資料で出していただくことはできますか。目標値が明確ではないので、達成度を評価することが実は難しい計画になっていたということが第2期計画の大きな特徴であると思います。ですので、こういう目標を掲げたけど、こうだったというものを次回資料で出していただいてよろしいでしょうか。事務局その形でお願いいたします。

○事務局(大塚課長) 承知しました。

○会長 先ほどから原田委員から出ております地区部会を担い手にすることでもいいのかということが武委員からも出ました。実質的に自治会ではないかということについて、じゃあ、実質的に自治会なのであれば市のどの部門と連携していくのかということがこの図ではわからないし、明言されていないのではないかと思います。

もう1点、これは司会者から言うのは何なんです、この図ではここに集まっていらっしゃる社協が策定作業を支援していただくことになっておりますし、推進協は市と連携をしていく形で図が描かれています。ここに民生委員さんと

かボランティアの方々との連携を全ての地区部会がとるという図になっておりますので、この図で果たして皆さんがご協力できるのか、地区部会との連携ってどうなっているのかについてご発言をお願いできればと思うのですが。

○委員 ちょっと地区部会についてお伺いします。私は28地区幸町の団地を中心とした地区ですけれども、地区部会を作るにしても、地区部会の運営をするにしても全て自治会が携わらないとできないというのが実態なんですね。今回の案には地区部会のウェートが非常に大きく出ているんですけれども、地区部会をどのように位置づけているのかというのが今までもよくわからなかったんです。

例えば、具体的に言いますと、福祉活動推進員というのが後から出てきました。社協の中にこういう活動をする人を設けますと委任状まで出して。手当は何もなしです。後から出来たから、その推進員の人活動しようにも十分な活動ができずに名前だけで終わっているという状況も実態としてある訳ですよ。地区部会を地域に対してどのように位置づけているのか。そこがよく見えないというのがあります。そのへんをちょっと議論していただきたいなと思います。

○会長 わかりました。私も気になっているんで。もう1つ、社協が支援するということについても、社協側からもご意見お伺いしたいのですが。

○副会長 私からみた地区部会の計画策定の位置づけでございしますが、これまで区レベルでの推進計画があった訳で、そこを作ってきたのが区の推進協であったんですね。区の推進協が策定をした区の共助としての地域福祉計画、これをプラン・ドゥー・チェック・アクションという視点から見た場合に、どうしても区レベルですので、エリアがかなり広い訳でありまして、そういう意味合いからも、第1期も第2期も区によっては若干の相違がございすけども、目標とする姿があまり明確ではない記述となっている訳ですね。どうしても広いエリアを単位としますから、抽象的な記載にならざるを得なかったのかなと思います。取組項目としての活動の目標の姿がかなり抽象的な感じ、そして活動主体、誰が具体的に、5W1Hではないんですけども、そういうものが不明確でありました。

これは今回の主な問題点として記載されているところでございすけども、そういうことを踏まえまして、このたび、中学校区レベルにおいて地区部会さんが、絶対かと申しますと必ずしもそうではないんですけども、地区部会さんを中心とする地区部会という生活圏域、これを軸に共助としての地域福祉計画、これを取りまとめていくものとして、位置づけとしての転換を図ったんだろうと思います。

と申しますのは、区単位で区計画の中に盛り込んでいる項目を、区の推進協自体がDOという活動という単位で捉えた場合には、おのずから無理があるん

です。各日常生活圏域には各層がございますけれども、例えば自治会レベル、もう少し細かく言った場合には班レベルとかですね。基本的には自治会レベルのエリア、そして、数自治会のレベルですとか、小学校区レベル、またその上には中学校区レベル、そういった階層がありまして区のレベルがある中で、かなりの部分が自治会レベルの生活課題に落とされるものと考えておりますけども、果たして、自治会レベルで区の地域福祉計画を策定するということが現実的に可能なかどうか。圏域として妥当な中学校区レベルの地域福祉計画、これが現実的である訳でございます、社協もここを目指すべきであると思っております、区事務所職員の正念場であると考えております。

○委員 今の副会長さんの発言は、そうだろうなというところも多いんですけども、私がこれを見てちょっと気になったのは、課題の抽出を中学校区単位でやると。それで中学校区単位で集まっているグループで地区部会が一番適当なのではないかというところで登場したと思うのですが、私も実際にこれと似たようなことを自分のお仕事の中でやっていくとですね、先ほど原田委員から出たとおり、また自治会にお願いごとが増えたのかというふうに怒られることも多いのですが、こういった会議を起こすという時にはきちんとしたフォローアップ、仕掛けが必要だというふうに思っています。この表の中ですと社会福祉協議会各区事務所とあります。おそらく社協がこの部分を担っていくのだろうなというようなことでよろしいのだと思うのですが、作るプロセスと過程のところのフォローアップ仕掛けと、これを作った後の実施についてのフォローもおそらく社協が担うべき部分が多いのだろうなというふうに感じています。現在、66地区部会があると思うのですが、66の地区部会でそれぞれこういうことを行うということと、社協の区事務所でフォロー仕切れるのかというところが私は心配な部分であります。地区部会にぶん投げられてしまうと、これできないぞというところも出てくると思うので、このへんは本当に丁寧に地区部会の策定作業を支援していく必要があると思うのですが、今の社協の体制として、66もの地区部会のフォローを全部できるのかというところはちょっと心配な部分です。市としてそのへんをどのように考えられているのかというのをお聞きしたいのですがいかがでしょうか。

○会長 最初から出ている問題は全てここに当てはまってくるのだろうと思いますが、地区部会を中心にやっていくという方針が果たしてどのようなサポート体制なり、策定プロセスを考えて描いているのかということ市の方で説明願えますでしょうか。

○事務局（大塚課長） これにつきましては、地区部会に重点取組項目を選んでいただいて、選定された項目について推進していただく形になるのですが、選ぶにあたって策定の部分では社協区事務所に全面的にフォローアップしていただくということで、社協の方にも了解は得てございます。

その際に先ほどよりお話のありました自治会との関係、多くは自治会が担う部分となってくるので、それは現在の地域福祉計画というのが事実上市内部では福祉部門だけで推進しているというところがありますので、そちらにつきましては市でも市民局あるいは区役所と連携をとって推進していくという体制で臨みます。

○委員 ただ今の発言でたいへん心強く思ったのですが、私は介護保険運営協議会とあんしんケアセンターを担当していますが、高齢化率が50数%、60%という地域があったり非常に様々な状況です。

それで大きな施策の流れとしては、やはり在宅であるいは地域密着の施設をできるだけ生活圏域の中に整理していこうということで、現在、第5期介護保険事業計画が進んでいます。次の第6期計画は地域包括ケア計画と言っているように、できるだけ地域の生活の身近なところで様々な公的サービスを受けながらなおかつ、地域の中の支え合いがあった上で、地域で生活し続けていけるような施策を公的なところで作っていくことを考えています。その中にはやはり住宅政策もあるし、まちづくりもあるし、保健医療政策、つまり医療もできるだけ訪問診療とか訪問看護とか訪問リハビリをしていただけるようなものをもっと整備していかなければいけないし、そして、介護保険と医療保険も安定的に整備していかなければならないし、非常に幅広い施策を市はやっていらっしゃる訳ですね。その他、NPOなどが様々なコミュニティビジネスを行ったり、地域の中でも事業をやっております。

ただ、そういうものを包括的にどこの部分で公的な施策として出すのかなと思っています。つまり私は地域福祉計画というものを福祉というステイルマティックな福祉みたいに捉えているのですが、福祉というのは社会から疎外されないようにあらゆる人々の生活の支援、ウェルビーイングをしていく支援の基本的な理念だというふうに思っています。ですから、そういう意味では非常に総合性を持った計画が地域福祉計画、私の地域福祉計画の捉え方なんですけども、そうするとこの地域福祉計画というのはいろいろな福祉計画の中にきちんと横串で刺していくような視点があって、なおかつ、具体的に社会福祉協議会や様々な団体の中で地区部会の存在は重要だと私は思っています。地区部会を第2期計画の中でどれぐらい育ててこられたのか、力をつけるように育ててこられたのかと思います。地区部会イコール自治会ではないんですね。自治会活動を行っていく中でも当然地域の中には、高齢者や一人暮らしやあるいは障害者の方がいらっしゃいますから、自治会活動の柱の一部に福祉活動というものも入れられているでしょうが、生活の福祉の部分に対応するためには、やはり自治会を超えた生活圏域である地区部会のところで活動する力を育てていかなければいけないんじゃないかと思っています。

○会長 ありがとうございます。松崎委員の方からありましたように、第2期計画の中でどの程度地区部会を育ててこれたのかというのは疑問だと思います。

ますが、先ほど市からありましたように、様々な部局と連携しつつ、お願いするのではなくて地区部会を育てるということも必要ですし、地区部会が活動しやすいように誰が支えるのか、市のご説明からすると、計画策定作業を支援することについて社協と合意ができていると考えてよろしいですか。そのことを確認させていただきたい気がします。

○委員 基本的には各地区部会に行動目標を持たせ、そこで達成をしていくという形については、私はたいへん良いんじゃないかと思いますが、1つ長岡委員から質問がありましたように、一体、地区部会というものをどう捉えているのかということについてのご回答がまだです。原田委員からも地区部会イコール自治会が中心になってしまうのではないかということの回答も出ていない。そこを解決しないと地区部会として推進できないのではないかということをお話されたのでそこをお願いしたい。私は緑区に住んでいるんですけど、おゆみ野地区の自治会加入率はまだ半分もいっていない。半分もいっていないのに、地区部会はどのように問題を投げかけていったらいいのか地区部会長になられている方はたいへんだらうなと思う訳です。そのへんをはっきりさせていきたいと思うのが1点。

もう1点は区割りの問題で、緑区は4地区部会しかありませんけども、椎名地区部会は中学校区が中央区になる訳ですね。

○会長 学区の区分と地区部会が違うということですね。

○委員 そうということです。それを整理していただきたいということです。

○会長 一番大事な地区部会というものをどう捉えていくかということについてのお答えをお願いします。

○事務局（大塚課長） 地区部会をどのように捉えているのかというお話ですが、地区部会につきましては千葉市で地域福祉を推進していく上での単位というふうに考えております。この単位の考え方につきましては、いろいろある訳でございますが、現状の地区部会というのは概ね中学校区ごとに設置されている訳でございますが、果たしてこれがいいのかどうなのかという根本的な議論もあるところでございます。もっと小さく、例えば小学校区ごとでもいいのかという議論もあると思います。これは実際のところ、それぞれ何をやっていくのかということによっても単位というものは違ってくるんだろうと思います。例えば、見守りであれば地区部会では広すぎるし、単位自治会かというところでも広く、自治会より下の班単位がいいんじゃないかというお話もございます。そのような議論はありますが、千葉市においては地域福祉計画を推進していく上で第1期、第2期、地区部会さんを中心に推進していただきましたので、地域福祉を推進していく上での単位というものは地区部会というように考えてお

ります。

○会 長 それで、そこにどこまでお任せするのかということですね。武委員からもありましたように、非常に地区部会によって温度差があったり、そういうものに対して市の計画を積み上げていく時のユニットがきちっとした組織ではない形のものにポンと主体を投げるということについてどのようにお考えかということです。きちんと地区部会が計画を立てられるところもあるのでしょうか、そうじゃない地区部会に対してはどういう支援体制で臨むというプランはあるのかということだと思いますが。

○委 員 地区部会の力量の問題が議論されていると思います。私は事前に渡された資料を見て、全く皆さんと同じような意見を持っていたのですが、今、市の方のお話を伺って考えたのは、地区部会が責任を持ってその地区エリアをまとめるということになると相当問題があるんですよね。私はこの3年計画では不可能だと断定的に言えます。

だけど、エリアとして、地区部会のエリアを1つにするというのは素晴らしい発想だと思うんですね。だから、地区部会はそのエリアの中で地区部会が全て主体的に物事を進めるのではなくて、事務局的な扱いをすれば良いんですよ。そこに資料1にありますように自治会だとか民生委員だとか赤十字奉仕団とかずっとありますね、そういう関係者が集まってそこで計画を作る、そのまとめを地区部会がやればいいのであって、地区部会が全て主体的にリーダーとしてやっていくなどと言ったら3年経ってもできません。私は役所の説明を聞いて、そのように理解しました。

○委 員 社会福祉協議会は法に基づいて作られていますよね。その下部機関の地区部会というのはどういう根拠を持っているのかというのがわからない訳ですよ。公的なのか全く自主的なものなのか、いろいろ団体がありますが、地域で自主的にやっているのは自治会とPTAだけなんですよ。あとはいろいろな団体がありますが、行政が場合によっては何らかの補助金を出したりして、全部自治会等をお願いをして作られた団体なんですよ。地区部会にしても、地区部会で決定されたこと協議したことを地区部会を構成している自治会に持って帰って議論をしないと決定できないし、実行できないというのがある訳です。

だからここで地区部会にというのであれば、地区部会に何らかの権限を持たせる、活動に必要な拠点をきちっと設け、それに対して予算をつけるとか、そういう何かの権限強化をしなければならない。本当に活動に拠点が無く、どこかの自治会を使って地区部会活動をやっているのが実態です。地区部会は地域の集まりですから、決められたってそれぞれの自治会に持って帰って、協議をして、拠点はどこで持ち回りの自治会だったりね、そのたびに地区部会長は袋に資料持って持ち歩くとか、集まる場所だって無い訳です。だから、そういうことをきちんとどういうふうに位置付けられるのかということが明確になって

ないと「地区部会に」と文言では出てきますけど、どうされようとしているかというのが見えないということです。

○会 長 地域の課題を見出すプロセスの仕掛けが欲しいということになると思うのですけど。

○委 員 大嶋委員さんと長岡委員さんのお話はおっしゃるとおりだと思います。これからの計画については、これを推進していくにあたっては 地域の主体になるかという考え方、自治会さんお願いしますよ、あるいはその今度は社協さんが全部やって下さいとこう言われると無理な実態があるというのはおっしゃるとおりだと思うんですね。どこが担っていくのかということを考えると、私は社協地区部会が中心にならざるを得ないのだろうと思います。ただし、それを担える体制にあるかと言うと無く、そこをどうしていくのかというのが課題だと思うんですね。大きな流れとしては、美浜区のような大きな団地があるような地域では、一人暮らしの高齢者が非常に多くなっています。

それで、孤独死という問題をどうするのか、孤独死になるようなそのような地域の背景をどうするのかというのが大きな課題だと思うんです。それから、認知症の高齢者もたくさんいらっしゃる、そういう方が介護認定も受けず、一人で暮らし、隣近所と色々なトラブルを起こしたりという実態がある訳です。これを自治会や社協などそれぞれが今できる範囲のことで頑張っておられるのですが、根本的な問題の解決には至っていない。じゃあ、行政が全てやるのかというと例えば、見守り1つとっても行政の職員はできない訳です。そうすると地域でやれる自助・共助というものをどういう形で力をつけていくのかというのが一番大きな課題だろうと思うのです。ですから、そういった中で社協地区部会さんに頑張っていただくのですが、一番大きな問題は自治会は活動団体ですが、社協地区部会の皆さんは活動団体になろうとしているところはありますが、形としては活動団体ではないというところが一番大きな問題だと思っています。そこを活動団体にするという大きな方向を持ってないとなかなかできないだろうというふうに思います。

私どもはさっき申し上げたような孤独死を無くすとか介護認定を受けなければならないような人が受けずに一人でいらっしゃるとか、そういった実態をどうするかということを社協さんとか自治会の皆さんにも加わっていただきながらやっているのですが、あんしんケアセンターはこの中に入っていないけれども、あんしんケアセンターさんの役割も加えていく必要があるのではないかと思います。先ほど健康づくりのお話もありましたけども、計画としては別の計画になるということでここに載せていないと思いますが、それも非常に大事な地域の活動でありますので、そういったことを含めて社協地区部会さんを軸にするというのであれば、それを活動団体にするような方向を明確にすべきであらうと思います。事務所を持っていなければどうにもならないというのが実態としてあるので、事務所設置の初期費用を助成するだけではなくて事務所を

恒常的に作っていき、そこで様々な団体と連携できる体制を作る。そうした中で計画を作り、そしてそれを推進していくという方向を検討していただきたい。よろしくお願いします。

○会 長 そんなこと言ったってという意見が出そうな気がするのですが。

○委 員 今の話を受けてですね、さっき私が言ったような内容で、今まで各区ごとに地域福祉計画を決めてきました。今日の話を聞いて、区ごとに結構違うんだなというのが、ものすごく温度差があるなというのが非常によくわかりました。

私の所属する中央区なんかは比較的、1期も2期も計画においての活動主体は地区部会ですよと明記して進めております。そういう意味では内容についてもあまり抵抗は無いんですけども、ただ、さっき武委員の話にもあった、温度差があるところをどうするのかというのは、地域福祉計画の推進に向けての中には明確に書いていて、社協の区事務所にコミュニティソーシャルワーカーを置いて、あまり動いていないところをボトムアップしますというようなことを決めています。十分できているかという問題がありますけども、そういうところも見ています。

それから、お金の問題で実際に活動しているときにお金が無いというようなことがある訳ですが、それに対してどうしているのかというと、中央区づくりのお金を使って中央区としてやっています。ですから、4年計画の中で4つつぐらい毎年、16地区部会ありますのでやって、その各々に補助金20万円を出して、それでアンケート調査から始めるところもあれば、もう具体的なことに取り掛かっているところもあります。そのような形で最重点課題として決まっていた見守り体制の構築を各地区部会全部でやりますというようなことを2期の計画で決め、進んでいる訳です。

それでそれ以外にも各地区部会で選べる重点項目もまた別に決めて進んでいきましたから、そういう形でやっていけばできない話でもないのですが、ただ、今言いましたとおり、各区によってももの凄く温度差があるものを、今までは各区ごとにやっていたものを今度は市の計画の中に取り込むというところにちょっと無理があったのかなと。各区の足並みが揃ってないところでそのような問題が1つあります。

それと話の中に出てきた地区部会って何ですかと言ったら、社会福祉協議会の主旨に賛同して集まってきたボランティアです。それも地域に密着したボランティアですよというその定義しかないはずなんです。そうすると、そういう定義の団体に全部任せて本当にいいのというのは一方ではあると思うのです。そのへんのところをぼやかしながら中央区の場合なんかは各地区部会で各々担ってやっていきましょう、そのために区の方がバックアップしますという形で動いては来たけど、やっぱりこのあたりで地区部会の性格をもうちょっとはっきりした方がいいのだらうなというのは凄く感じています。

あと、さっきも言いましたように、ばらつきの大きいところをどういうふう
に收拾したらいいのか、何らかの方向性を出したらいいのかというところはも
うちょっと議論しないと非常に難しいなというふうに感じています。

○委 員 同じような話になるんですけども、実際現場で活動しているのは自
治会なんです。地区部会の会員がしている訳ではないんです。地区部会とい
うのは役員がいるだけで、代表には自治会長なんかも入っていますが、実際
に動ける人を持っていないんですよ。極端なことを言えば役員だけみたいなも
んです。何かやろうとしたら自治会に頼まないとできないんですよ。実際、現
場で活動しているのは自治会員なんです。ですから、地区部会でまとめたっ
て自治会がOKしてくれなかったら何もできないんです。現実はそのこと
なんです。地区部会がいっぱいボランティアをかかえてその人にやってもら
うというような状況になっていないんです。何かをやる時は全部、自治会
に依頼してやってもらっている訳ですよ。地区部会の社協の会費の集め方にし
たってそうですよね。自治会に頼んで集めている訳です。全てそんな形で、実
際に現場で動いているのは自治会員なんです。それを忘れないようにしても
らわないと結局は絵に描いた餅になると思いますね。

○会 長 様々な組織と連携してやっていかなければならないというのは地域
福祉の基本的な問題点だと思います。地域組織もどんどん変容していくと思
いますし、それを変えていくのは人々の活動が変えていくという側面もたくさん
あると思います。

それで、すいません。実は今日、項目のことになるとこの項目がいいとか悪
いとかいうことではなくて、みんなで取り組んでいこうというような形であま
り議論というよりはまだこれは変えられますねということだと思ったんですが、
一番問題がありそうだった取組体制と言いますか、策定プロセスについて
議論を集中させてしまいました。

とは言え、今の時点では今日出していただいた策定方針（案）資料1の地区
部会というものを、先ほど言いましたように今のままの形で非常に温度差があ
るままで据えておくことではちょっと問題があって、こういうふうな形で様々
な地区部会があるけれども、こういうことができるように育てていったりする、
支えていったりするということがやはりちょっと明確になった方が、実際取り
組んでいただく地区部会に対して親切でやろうという気がすると思うんですね。
そこを主体としてやる限りは、その人達に取り組もうと思う主体性を見いだせ
るようなプロセスを見せて、計画を立てるべきではないかと私も感じておりま
す。その部分については、まだちょっと皆さんの合意がとれているとは思え
ませんので、だいたいの流れですね、策定方針の、なるべく地区部会ごとにと
いうユニットはこのぐらいのユニットでやっていくという方針についてはご承
認いただけていると思うのですが、様々な関係性ですね、どういうふうな形
で地区部会を位置づけていくのかということについては、事務局の方からもう

少し明確な説明を求めたいというのが皆様のご意見ではないかと思うけど、どうでしょうか。

私も今、曖昧に言っていますが、やるのはこのユニットでいいなと、こういうふうな形でプロセスを積み上げていく形がいいし、地区の特性に応じてやるべきだという方針ですね、この策定方針（案）は良い。

しかし、地区部会というものを1つの同じようなものがあるというふうに想定して組織づけしていくのは現状に即していないので、それに対するサポート体制について記載して欲しいということではないかと思うのですが、よろしいですか。そうじゃないと、この策定方針（案）に賛成できないですか。

○委員 エリアの設定を、地区部会ぐらいの単位でブレイクダウンしながらこれからより具体的な形に持っていこうという考え方については、皆さん承認できるのではないのでしょうか。これは市の考え方としては、非常に良いと思うのですよ。もうちょっと狭いエリアで、今まではもうちょっと大きく考えたものが、武井さんがおっしゃったみたいに中央区並みになってくれば良いのじゃないかなということだと思います。

ちょっと1つの例をご紹介しますと、今、私は若葉区の加曾利地区部会の会長をやっておりますけども、近々に地域ケア会議というものをスタートしようというような話をしています。年に3、4回ぐらい会議を開く必要があるかなと思っていますが、構成メンバーは自治会の会長と会長OB、それから社協で、社協が音頭をとっています。それから、ケアセンター、民生委員の方全員です。これからどんなことを議論するのかと言えば、例えばごみ屋敷をどうするかとか、認知症の老人がこれからどんどん増えいくことになることへの対応などをみんなで議論して解決していこうというものです。今日の話とは別にその話を考えているのですが、今日の話からすれば、ケア会議を我々の地区部会的なエリアの中ではやることは良いなと感じています。

○会長 地区部会という組織ではなく、地区部会ぐらいがカバーする空間領域ですね、空間としての地域をユニットとして考えていくと。そこに関わる様々な組織や人々がボランティアとか行政などが関わってその地区の地域福祉計画を考えるとというその路線はたいへん良いのではないかということだと思います。たぶんこれは厚労省のモデル事業でやられていることですよね。

○委員 はい。

○会長 ですね。それに実はもし地域福祉計画的な色をつけるとすると、できればボランティアとかそういう今までの既存の組織ではない人達に参加してもらって道筋をつけておくことで、その地域の地域福祉の支え合いのカラーが出てくるというふうになるのではないかと思いますので、そのへんをうまく取り込めたら良いのではないかと思います。今日の結論はそのあたりかなと思います。

ますけど、このままのご承認ではないですけど、そのような形で皆さんの了解を得ることはできますでしょうか。

○委 員 エリアということですか。

○会 長 地区部会が必ず全てのことをやるという訳ではなく、地区部会のユニットでということです。でも、地区部会がある程度中心になりながらみんなに声をかけてお願いじゃなく、みんなで話し合おうということです。先ほど武委員がケア会議についてお話されていましたが、そういうワークショップのようなことをやりながら地域のことを考えていく、福祉のことを考えていく方向性に持っていこうという計画策定方針であるということなので良いですか。ちょっと日本語では熟していない気がしますけど。

○委 員 大嶋委員さんが、社協地区部会は事務局的な役割を果たしたらどうかというお話もあって、今の段階ではそういうことだと思うんですよ。事務局をしながら、その地域の自治会さんあるいは資料1に記載してある各団体を含めて、呼びかけあって計画をみんなで議論するまとめ役をやっていたかということだと思うんですね。

その一方で、社協としてやらざるを得ない部分もあると思うんですよ。自治会の無い地域もありますから。そこは地区部会がカバーしなければならないということもあるでしょうし、ぜひ、市の方でも今の計画を総括するというお話がありましたので、そうした中で全市を見た時に各区の中で、中央区さん頑張ってもらってるなというふうに私思ったんですけど、各区単位ではこういう取組が頑張っているし、全市に広めたらどうかというふうな総括の仕方もありますでしょうし、各地区単位で見たときにですね、先ほどおっしゃったことですが地域ケア会議を作るんだということで取り組まれている。これも1つモデル的な先進的な地域として、全市に広めていく取組みではないかと。そういうふうに地域の住民が見てわかるような形で計画を作っていたいただきたいと思います。

○会 長 それでは、時間の関係もあるんですけど、今日出された策定方針(案)については、地区部会の位置づけというものを多少、調整というか明確にさせていただいた上で最終的な承認をするということで、このままじゃできないということだと思うのですが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○会 長 ありがとうございます。この資料には文言がありませんので、図だけなのでちょっとよくわからないのですが、文言をつけていただきたいと思います。議題3 千葉市地域福祉計画の骨子(案)については、次回までに皆さん

のご意見を出していただいた上で調整するということでよろしいですか。それとも今日、承認しないと困りますか。

○事務局（大塚課長） それで結構でございます。

○会 長 もしご意見があれば、先ほど健康づくりとかありましたけど、どちらかと言うと細目のことだと思いますので。

○委 員 細目じゃないですよ。テーマに入っていないから言ったんでしょう。

○会 長 テーマに入れるべきだというご意見として出されておりますので、次回に最終的な承認という形にしたいと思います。

では、司会進行がまずくてたいへん申し訳ないのですが、時間になりますので以上を持ちまして本日の審議を終了させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

○会 長 ありがとうございます。事務局にお返しいたします。

○事務局（西村係長） ありがとうございます。最後に事務局からの連絡です。

次回の地域福祉専門分科会は、資料の上では平成26年6月頃に開催予定とされておりますけど、今回の審議の結果を受けまして、検討が必要であると事務局の方で考えておりますので、6月より前に1回多く挟んで開催することも検討したいと考えております。時期が近づきましたら委員の皆様にはご連絡を差し上げますので、よろしくお願いいたします。

次に、本日の報酬につきましては、後日銀行振込にてお支払いさせていただきます。お振込口座はお配りしたグレーの封筒に入っている「お知らせ」に記載の口座とさせていただきます。登録されている口座の変更をご希望される場合は、2月17日までに事務局までご連絡ください。

次に、本日の会議録は、事務局が作成し、いったん委員の皆様へ確認のために配付させていただき、校正します。その後、会長に議事録へ署名いただき、正式な会議録となります。なお、議事録はインターネットにおいても公開することといたします。

最後、本日配付させていただいた資料や計画書のうち、ファイルに綴じた計画書本編につきましては、会議終了後に事務局で回収いたしますので、机の上に置いたままにしておいてください。事務局連絡は以上でございます。本日は、

長時間にわたり、ありがとうございました。

以上

議事録署名人

平成 年 月 日

千葉市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 会長